

3 源 泉 所 得 税

統計表を見る方のために

1 利用上の注意

この章は、平成13年分の源泉所得税課税状況及び民間給与実態統計調査結果（抜粋）から成っている。課税状況は全数調査又は標本調査により調査、集計したものであり、巨視的な角度から源泉所得税の課税の全容を捕えたものである。民間給与実態統計調査は、給与所得者（民間企業に属する者に限る。）の規模別、業種別に人員、平均給与額等を明らかにしたものである。この調査は標本調査の方法で調査、集計したものであるため、前半の課税状況の関連数値とは一致しない。

2 統計表の収録一覧

統 計 表	分 類 方 法	調 査 項 目						調査方法	
		源義 泉務 徴者 収数	支 払 人 員	支 払 金 額	給 与		税 額		
					人 員	金 額			
3-1 課 稅 状 況	所 得 種 類 別						○	全 数 調 査	
(1) 課 稅 状 況							○	"	
(2) 加 算 税		○					○	"	
(3) 源泉徴収義務者数の累年比較		○					○	"	
(4) 税務署別源泉徴収義務者数		○					○	"	
(5) 利子所得等の課税状況							○	標 本 調 査	
(6) 配当所得の課税状況			○	○			○	"	
(7) 上場株式等の譲渡所得等の課税状況			○	○	○	○	○	"	
(8) 給与所得、退職所得の課税状況			○	○	○	○	○	"	
(9) 給与所得、退職所得の課税状況の 累年比較			○	○	○	○	○	"	
(10) 報酬・料金等の課税状況			○	○			○	"	
(11) 非居住者等の課税状況			○	○			○	"	
(12) 税務署別課税状況							○	全 数 調 査	
3-2 民間給与実態統計調査結果(抜粋)	規 模 別、業 種 別				○	○		標 本 調 査	
(1) 給与所得者数・平均給与額					○			"	
(2) 納税者数・非納税者数(1年勤続者)					○				

3 源泉徴収税率（平成13年分）

(1) 利子所得	(源泉分離)	15%
(注) このほかに地方税5%の特別徴収が必要		
(2) 配当所得		
① 株式等		
イ 総合課税分	20%	
ロ 源泉分離分	35%	
ハ 確定申告不要分	20%	
② 証券投資信託の収益の分配（源泉分離）	15%	
(注) このほかに地方税5%の特別徴収が必要		
(3) 割引債の償還差益（源泉分離）	18%	(又は16%)
(4) 上場株式等の譲渡所得等（源泉分離）	20%	
(平成元年4月1日以降適用)		
(5) 給与所得	「給与所得の源泉徴収税額表」に定める額	(略)
(6) 退職所得		
イ 「退職所得の受給に関する申告書」を提出した場合		
〔(退職手当等の収入金額－退職所得控除額) × 1/2] × 税率		(注)
(注) 税率とは申告所得税の一般の税率をいう。		(P16参照)
ロ 「退職所得の受給に関する申告書」の提出がない場合	20%	
(7) 公的年金等	(恩給、国民年金など)	10%
(注) 公的年金等の支給金額から控除する額は、「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の提出の有無により異なる。		
(8) 報酬・料金等		
イ 原稿料など（所得税法第204条1項1号）		
弁護士、税理士など（同条1項2号）		
職業野球選手、騎手など（同条1項4号）		
芸能などについての出演、演出など（同条1項5号）		
契約金（同条1項7号）		
		1回の支払金額100万円までの部分 … 10%
		" 100万円超の部分 … 20%
ロ 司法書士、土地家屋調査士、海事代理士（同条1項2号）	= 1回の支払金額1万円超	
職業拳闘家（同条1項4号）	= 1回の支払金額5万円超	
外交員、集金人、電力量計の検針人（同条1項4号）	= 月中の支払金額12万円超	
バー、キャバレーのホステス等		
(同条1項6号、措置法第41条の19)	= (5千円×日数) を超える額	
広告宣伝の賞金（同条1項8号）	= 1回の支払金額50万円超	
競馬の馬主が受ける賞金（同条1項8号）	= (賞金額の20%+60万円) を超える額	
ハ 診療報酬（同条1項3号）	= その月の支払額20万円超	10%
ニ 芸能法人（所得税法第174条第10号）		10%
(9) 生命保険契約などに基づく年金（所得税法第207条）		
	= { (支払う年金の額－その年金の額に対応する 保険料又は掛金の額) [25万円を超える場合] }	10%